

テーマ 控除額等入力

質問 扶養親族は、年末調整でどのような場合に定額減税の対象になりますか？

回答 扶養親族は、年末調整計算時に、下記 1. の条件を満たす場合に、定額減税の対象と判定されます。

判定結果は、年末調整タブ「定額減税(年調)の結果確認」メニューで確認してください。
なお、扶養親族は、令和6年分扶養控除等申告書などから把握します。

(注)16歳未満の扶養親族(居住者に限ります)については、扶養控除の適用を受けられませんが、定額減税の適用を受けることはできます。

1. 扶養親族が年調減税の対象となる条件

次のすべての条件を満たす場合です。

- (1) 本人が年調減税の対象である(下記 2. 参照)
- (2) 扶養親族が非居住者に該当しない
- (3) 扶養親族の扶養区分が「対象(主たる給与の扶養)」である(※)

(※)扶養親族は、納税者と生計を一にする、合計所得金額48万円以下の親族です。

ただし、青色申告者の事業専従者として給与の支払を受けている又は白色申告者の事業専従者である場合は扶養親族に該当しません。

2. 本人が年調減税の対象となる条件

- (1) 年末調整の対象で、年末調整計算済みである
- (2) 本人の合計所得金額(※)が1,805万円以下である
- (3) 令和6年6月1日以後に課税支給額が1円以上の支給日がある

(※)年調社員情報の合計所得金額の入力だけでなく、給与(賞与)の支給実績を考慮した金額です。

戦略給与情報システム PX 2 [2024年11月版]

ツール(T) お問合せ(Q) ヘルプ(H)

PX2 マスターの共有 住所一括変更 お問合せ 上書保存 本日:R 6.11.11(月) TKC2710&A

<03096/999>ABCオートサプライ株式会社 前回処理:令和6年11月11日(月)午前11時25分

給与	賞与	社保労保	年末調整	採用異動	申告資料	社員情報	会社情報	補助機能	戦略情報
----	----	------	------	------	------	------	------	------	------

A 年末調整の準備	C 年調社員情報の入力チェック	F 帳表の印刷・振込データ作成
年末調整の手引き	21 入力内容のEキパートチェック	51 還付・徴収明細書
過去給与データの修正Q&A	22 年調社員情報の補正	52 年調還付金振込データの作成
1 年調準備資料の作成	D 年末調整計算 Q&A	53 年調結果通知書
2 年調社員情報記入用紙	31 年末調整計算	54 納付税額一覧表の印刷
3 (扶)(基配所)(保)控除申告書	E 年調計算結果の確認	55 源泉徴収票・支払報告書
4 パート・アルバイト年収確認表	41 年調計算結果確認・前年比較	56 一人別源泉徴収簿
B 年調社員情報の入力 Q&A	42 年調計算結果確認表・比較表	G 年末調整結果データの作成
社員情報と年調社員情報の関係Q&A	43 Eキパートチェック確認表	61 年末調整結果データの作成 (会計事務所向け(ナスタム用)データ)
11 年調社員情報の入力(確認)	44 定額減税(年調)の結果確認	62 PX法定調書用データの作成
12 年調社員情報確認表	※年末調整プログラム(RO6):登録済	年調確定後・年次更新処理のよくあるQ&A

♥番号で選択してください。

F2 前頁 F3 次頁 F10 終了